

○山梨県警察交通事故事件捜査管理事務取扱要領

〔令和2年1月1日〕
〔例規甲(交指交搜)第58号〕

第1 目的

この要領は、日々発生する多くの交通事故事件について、マンパワーによる完全なチェックには限界があることから、交通事故情報管理システム（以下「管理システム」という。）と整合する交通事故事件捜査の捜査管理書式を定め、管理システムの合理的な活用と捜査管理書式を併用した迅速かつ適正な交通事故事件捜査の管理を目的とする。